



インベスコ
スチュワードシップ・レポート
2019/2020



目次

04

インベスコ・リミテッド
CEOメッセージ

06

日本法人代表からのメッセージ

08

インベスコの
ESG理念とアプローチ

12

32年間の歩み

14

各種イニシアチブへの参加

— 日本の投資文化をより高めるために —

18

当社の日本株式運用について

20

日本でのスチュワードシップ活動
における体制

22

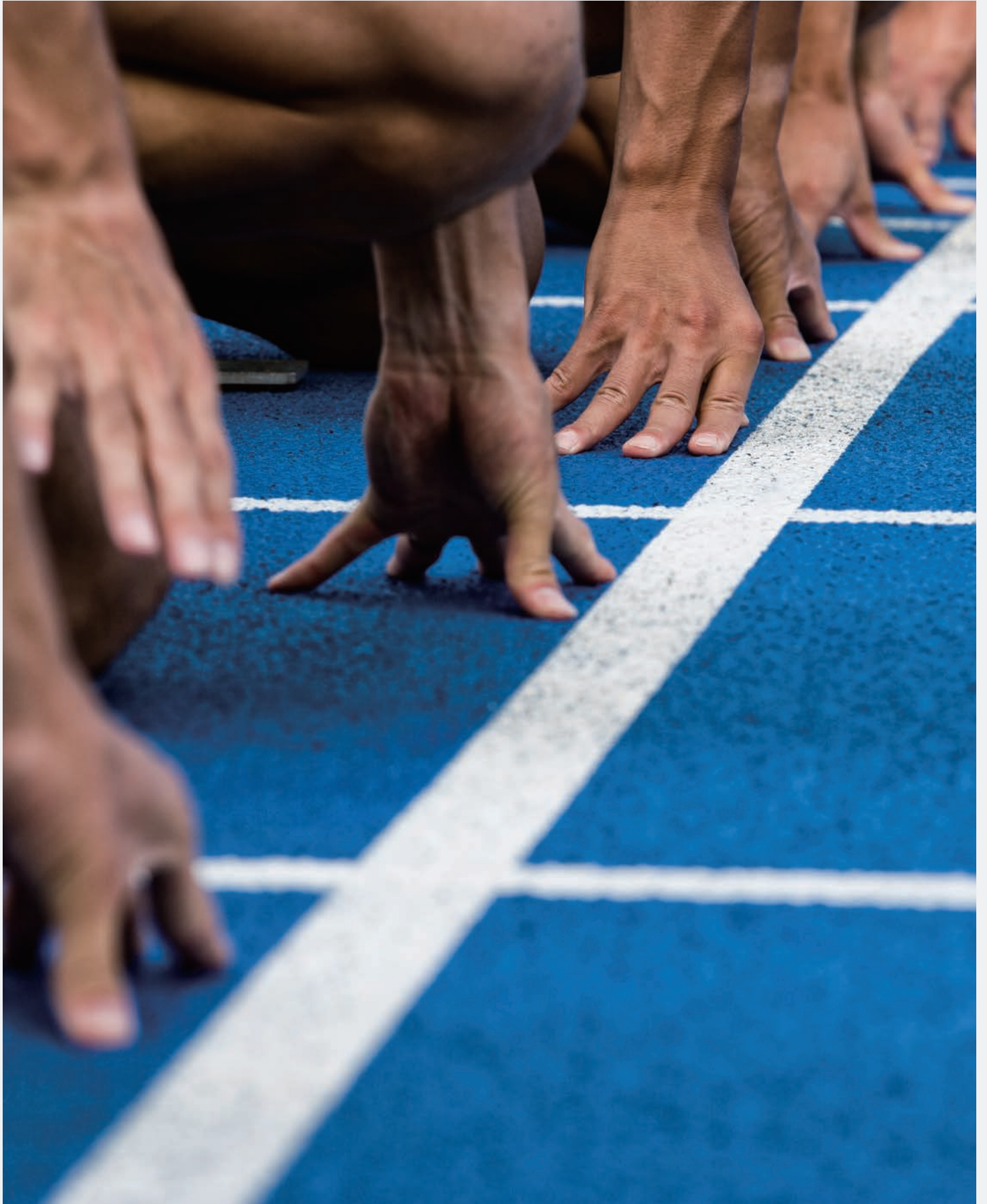
ESGインテグレーションと
エンゲージメント方針

26

当社が考えるコーポレート・
ガバナンスのベストプラクティス

30

スチュワードシップ・コード
各原則への対応と自己評価





“

ESG は、インベスコが掲げる会社のパーパス（存在意義）である「素晴らしい投資体験を通じて、人々の人生をより豊かにする」ための、有用で戦略的な差別化要素であると考えています

インベスコ・リミテッド CEOメッセージ

投資家の皆さまへ

インベスコは、30年以上にわたり、ビジネスのあらゆる分野においてESG（環境、社会、ガバナンス）の実践を積極的に奨励し、ESG投資にコミットしてきました。本レポートでは、過去1年間のESG投資に関する当社の重要な取り組みについてご報告します。

ESGは、インベスコが掲げる会社のパーパス（存在意義）である「素晴らしい投資体験を通じて、人々の人生をより豊かにする」ための、有用で戦略的な差別化要素であると考えています。お客さま、株主、従業員、地域社会の皆さまに正しい行動をしていただくために、私たちはESG活動を企業横断的に取り入れています。私たちの革新的な戦略の深さが、お客さまに持続可能で長期的なパフォーマンスを提供する機会となり、人々の人生がより豊かになることを達成するという目的を実現することに貢献します。

インベスコは、アドボカシー（主張・発言）、リーダーシップ、イノベーション、信頼性を通じて、ESGへのコミットメントを強化し続けています。当社が責任投資に注力した結果が以下の通りです。:

- 責任投資原則(PRI)はインベスコに、4年連続で「戦略とガバナンス」項目においてA+の評価を与えました。
- MSCIはインベスコのESG格付けをBBBからAに格上げしました。
- インベスコは気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD)の正式サポーターになりました。

さらに、2019年9月にはCathrine De Coninck-LopezがインベスコにおけるESGのグローバル・ヘッドに就任しました。Cathrineは、運用部門や営業、エンゲージメント、商品開発等にまたがるESGのベストプラクティスを用いて、世界中のチームや同僚と活動しています。

私自身、個人的にもグローバル・コーポレート・レスポンシブル・コミッティ(CRC)の委員長として、サステナビリティの実践とESG／スチュワードシップ活動にフォーカスしています。CRCは、アドボカシーやポリシー、コミュニティ向け活動などを調整するため、世界のスチュワードシップリーダーをサポートしています。

本レポートでは、私たちのESGへのコミットメントをご紹介します。グローバルに統合されたアプローチを通じてお客さまのニーズにお応えしている私たちの活動について、より多く理解していただけたと思います。



インベスコ・リミテッド
社長兼最高経営責任者 (CEO)
マーティン・L・フラナガン



“

投資先企業との建設的な対話を積み重ねることによって、運用会社という立場から社会全体の変化に貢献できることは、私どもにとって喜びでもあり、結果として人々の投資体験をより素晴らしいものとし、人々の人生をより豊かにすることにつながっていくと考えています

日本法人代表からのメッセージ

皆様、

私どもインベスコは業界をリードするアセット・マネジャーとして、ESGインテグレーションにいち早く取り組み、グローバルで30年以上にわたり携わって参りました。

日本においても2006年に、日本初となる女性活躍と企業価値の関連性にフォーカスする個人向けファンドを設定し運用を開始するなど、従前よりESG情報を重視しており積極的にESGインテグレーションに取り組んでおります。

当社は運用者主導の議決権行使を含むスチュワードシップ活動を重視しています。日本版スチュワードシップ・コードに基づき、当社の「スチュワードシップ責任を果たすための方針」を設定し、積極的に取り組んでおります。2019年11月には、ESGインテグレーション、エンゲージメント方針、サステナビリティについての考え方をまとめた、当社初となるスチュワードシップ・レポートを発行しました。また日本版スチュワードシップ・コードが2020年3月に改訂されたことに基づき、当社の方針も2020年9月付で改訂いたしました。

私どもは、会社の存在意義として「素晴らしい投資体験を通じて、人々の人生をより豊かなものにする」ことを掲げています。健全な環境や社会、ガバナンスの実践を企業全体の活動に組み込み、顧客、株主、従業員、地域など、社会全体が正しい行動を実践していくことは、持続可能な社会を築いていくために極めて重要なことです。投資先企業との建設的な対話を積み重ねることによって、運用会社という立場から社会全体の変化に貢献できることは、私どもにとって喜びでもあり、結果として人々の投資体験をより素晴らしいものとし、人々の人生をより豊かにすることにつながっていくと考えています。

当レポートでは、当社の建設的な対話の事例も紹介しています。当レポートを通じて、当社およびインベスコ・グループのスチュワードシップ活動及びESGインテグレーションへのコミットメント、ならびに長年の実績と積極的な取り組みについて、ご理解いただければ幸いです。



インベスコ・アセット・マネジメント株式会社
代表取締役社長 兼 CEO 佐藤秀樹

インベスコの ESG理念とアプローチ

責任投資原則(PRI)へのコミットメント

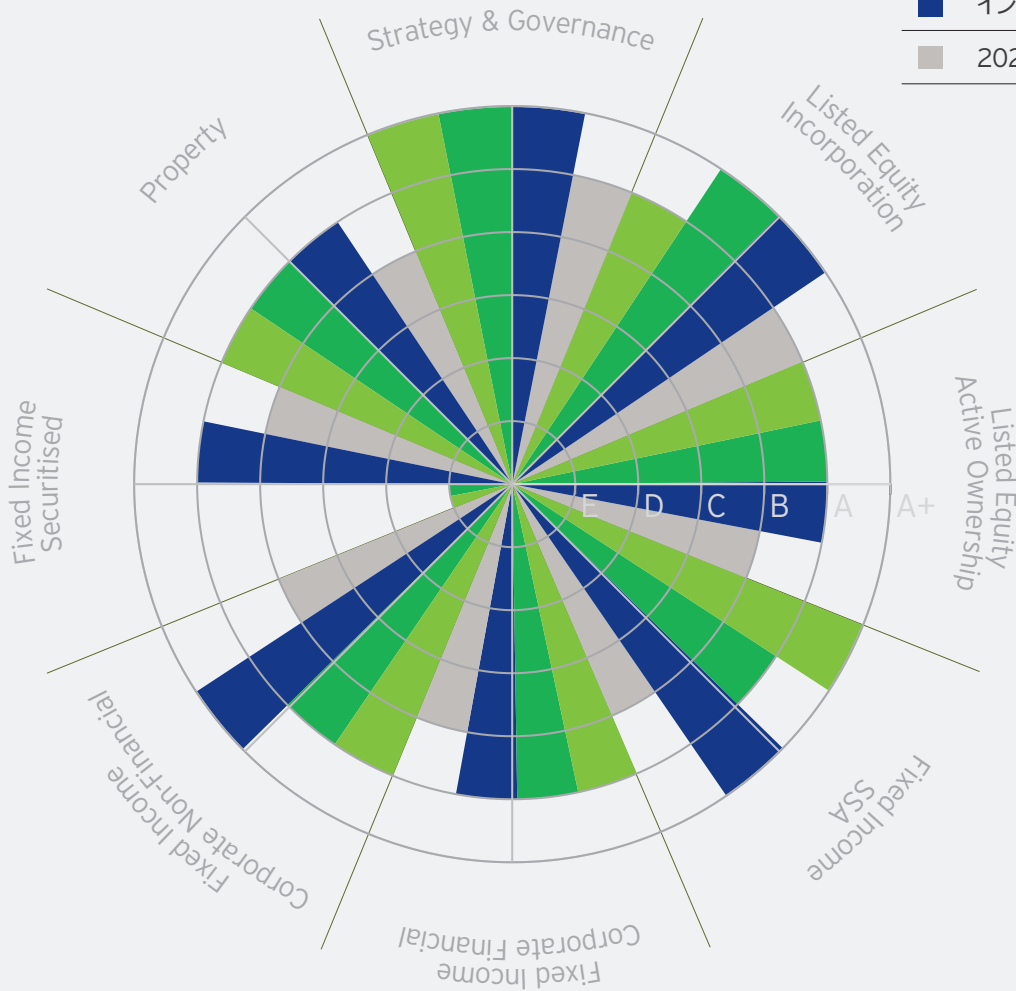
インベスコは、責任投資実践を強く支持しており、国連主催の責任投資原則 (PRI) に署名した2013年に世界的な責任投資へのコミットメントを公式に表明しました。責任投資 (Strategy and Governance) における当社の総合的なアプローチが評価され、2020年までA+の格付けを4年連続で取得しています。

PRIは、署名者が前年比またピア比較でどの程度進んでいるかについて毎年評価をしているので、この格付けは、ESGインテグレーションやアクティブオーナーシップ、機関投資家との協働、透明性に関する私たちの広範な努力を証明しています。私たちは、素晴らしい投資体験を通じて世界中のお客さまがより豊かになることにコミットしています。



インベスコ
グローバル・ヘッド・オブ・ESG
キャサリン・デコニック・ロベス

PRI2018–2020サマリースコアボード¹



1. PRIからInvesco Ltdに対する評価報告書。投資カテゴリーは、6つのパフォーマンス・バンド(A+, A, B, C, D, E)を用いて評価され、A+は95%以上のスコアを、Aは75%以上のスコアを取得した署名機関であることを表します。

ESGへの取り組み

ESG投資は、インベスコの基本的コミットメントです。私たちのESG理念は、ESGが持続可能な価値創造とリスク管理に影響を及ぼす可能性があること、ESGモメンタム（勢い）を持つ企業は投資機会をもつ可能性があるということになります。インベスコは、世界最大級の資産運用会社として企業に変革を促すことのできる立場にあり、エンゲージメントや対話を通じて企業に影響を及ぼすことができます。私たちは、受託者責任と統合的な方法でESG原則を採用し、それを実践することで、この分野で信頼されるパートナーとしてお客様にサービスを提供しています。

インベスコでは、投資プロセスや企業エンゲージメント、ESGソリューションを成功させるためにお客さまと協力するなど、様々な局面でESGを適用しています。私たちのアプローチは、リスクと機会をESG投資における意思決定に統合することにフォーカスしており、それは資産クラスごとに異なり、また各地域の運用チームに移譲されています。また、スチュワードシップに対する幅広いコミットメントの一環として投資先企業にもエンゲージしています。インベスコは、多くの社内リソースと外部ツールを活用して、資産クラス全体においてESGに関する専門性を発揮しています。

インベスコは、運用におけるリーダーシップとイノベーションを通じてESG投資における自社のポジションを強化しており、規制や市場環境が変化する中で、お客さまがESG投資を円滑に執行することを手助けできます。

- ESGにコミットメントする信頼されるパートナー
- 4年連続で責任投資における当社の戦略とガバナンスに関してPRIからA+格付けを獲得
- TCFDへのコミットメントに根ざした気候変動プログラム
- 英国と日本におけるスチュワードシップ・コードの署名
- ESGに関する業界フォーラムにおけるリーダーシップ

当社を構成する柱として、「思考の多様性 (Diversity of Thought) 」というものがあります。インベスコの多様性とは、当社の運用チームや各運用戦略が取る責任投資へのアプローチが異なっていることを意味しています。グローバルESGチームは、世界中の運用チームに配置されており、運用者や運用スペシャリストと緊密に連携して業界トップクラスのESGを実践することで、インベスコが掲げるパーパス（存在意義）「素晴らしい投資体験を通じて人々の人生をより豊かにします」の実現を目指しています。





社内体制と外部リソース

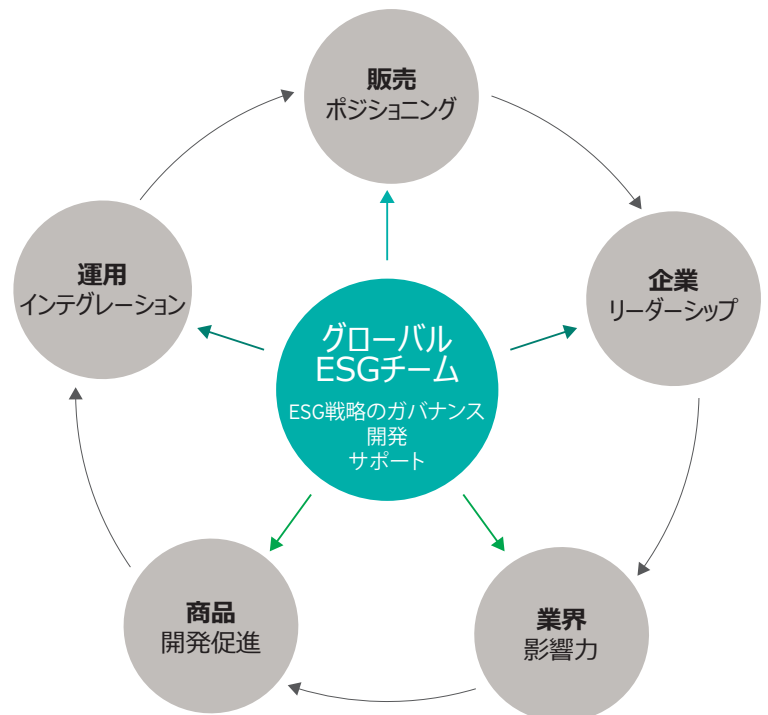
グローバルESGチームの説明

インベスコのグローバルなESGの取り組みは、グローバルESGチームのヘッドであるCathrine De Coninck-Lopezの下、実行されています。ESGインテグレーションの程度は運用チームごとに異なりますが、当社の運用チームは、米国、アジア、EMEA（欧州・中東・アフリカ）の3地域に所在するESGスペシャリストのチームと連携しています。

当社のグローバルESGチームでは、シニア・メンバーは平均12年以上の経験を有しており、ESGインテグレーションやリサーチ、議決権行使、エンゲージメント、お客様に関わる営業チームの支援、ESGイノベーションに関するプロダクトチームへのアドバイスなど、当社全体のESG機能のベストプラクティスを提供する責務を負っています。インベスコのESGの取り組みは、議決権管理チームもサポートしています。

インベスコは、ESGチームに加え、ESGチームと密接な関係を持つ各地域の運用拠点にもESGのスペシャリストを配置しています。例えば、当社では2019年に日本を除くアジア地域のESGに関する責任者を就任させました。この役割は、この地域の運用チームにESG問題に関するアドバイスを行います。グローバルESGチームと各地域のESGスペシャリストは、グローバルESGチームのヘッドが議長を務めるグローバル・インベスターズESGフォーラムを介して協力しています。また、北米とEMEAにおけるESGの促進をサポートするためにも、各地域でのESGフォーラムを実施しています。

グローバルESGチーム機能モデル



出所: インベスコ 例示のみを目的としています。

32年間の歩み

1987-1990

1987

インベスコ・リアル・エステートが、軍事関連投資を除外する戦略を開始

1989

インベスコ・ファンダメンタル・エクイティは、アルコール、タバコおよび賭博に関連する銘柄を除外するファンドを提供

1990

インベスコ・クオンツ・ストラテジーが、ポジティブ/ベスト・イン・クラスのスクリーニングを採用したESG戦略のファンドを組成

2003-2010

2003

インベスコ・クオンツ・ストラテジーとインベスコ・フィックス・インカムが、ベスト・イン・クラス、ポジティブ・スクリーニング、ネガティブ・スクリーニング、除外基準を組み合わせたESG戦略の合同運用ファンドを組成

2005

インベスコETFがESGをテーマとした2本のETFを組成

2006

インベスコ・アセット・マネジメント株式会社（東京）がウーマノミクス・スコアを取り入れたファンドを組成

国連がニューヨーク証券取引所で責任投資原則(PRI)を公表

2007

インベスコ・リアル・エステートが直接不動産の運用プロセスにESGの組み入れを開始

2010

英国版スチュワードシップ・コードの第1版が公表

2013-2015

2013

インベスコがUNPRIに署名

インベスコが英国版スチュワードシップ・コードに署名

2014

PRIがインベスコ第1回評価レポート（2014年度）を提出

米国インベスコが、インベスコ独自のファンドマネジャー(FM)ポータルにおいて議決権行使を開始

日本版スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会が責任ある機関投資家の諸原則（日本版スチュワードシップ・コード）を公表

インベスコが日本版スチュワードシップ・コードに署名

インベスコETFの議決権行使がインベスコに移管

2015

ESGウォッチリストの世界配信開始

インベスコがグローバル・プロキシシー・ポリシーを採用

インベスコ US プロキシシー・アドバイザー・コミッティー(IUPAC)を設立

インベスコ・プロキシシー・アドバイザー・コミッティー(IPAC)をグローバルに展開
世界的なESG調査ベンダーを採用

グローバルで責任投資研修を開始

2016

2017

2018

2019-2020

2016

FRC（英国財務報告評議会）が署名機関に対するTier格付けを開始。インベスコが、強固なプロセスとスチュワードシップ・コード諸原則の遵守により、Tier 1を取得

債券、直接投資、議決権行使においてPRIから「A」評価

amLeagueのグローバル・ロー・カーボン・マニフェストでインベスコが1位を獲得（2016年4月、7月および9月）

インベスコ・リアル・エステートの3戦略が、2016年グローバル・リアル・エステート・サステナビリティ・ベンチマーク(GRESB)評価で同種戦略中1位に選出

インベスコ・クオンツ・ストラテジーが、世界の社会および環境関連投資に注目したファンドを組成

2016年ニューズウィーク・グリーンランキングで米国資本市場第1位

2017

2017年PRIから戦略・ガバナンスと債券SSAについて「A+」評価

北米のAsset managers and BrokersでESG leaderとして認定

PRI持続可能な開発目標(SDG)のアクティブ・オーナーシップに関するワーキング・グループのメンバーに就任

Deep Data Delivery Standardで表彰

UKSIFの理事会メンバーに就任

2017年第一回CIO's Industry Innovation Award for ESGの最終候補に選定

PRIのESG Engagement Advisory Committeeに指名

初のInvestment Stewardship and Proxy Voting Annual Reportを発表

初のCorporate Social Responsibility CSR Reportを発表

2018

PRI債券アドバイザー・コミッティーのメンバーに就任

PRIマクロ経済リスク・アドバイザー・グループのメンバーに就任

デンマークのダンスケ銀行と共同でホワイトペーパーを執筆

ICIグローバルESGタスクフォースのメンバーに選出

カナダのResponsible Investment Associationに参加

2018年「CIO's Industry Innovation Award for ESG」受賞

2018年、PRIから戦略・ガバナンスと債券SSAについて「A+」評価

PRIプラスチック諮問委員会メンバーに就任

2020

SASBスタンダードアドバイザーグループのメンバーに就任

NASSCOM（インド）の2019年GCC(Global Capability Centers)イノベーションアワードを受賞

2019年、PRIから戦略&ガバナンスおよび上場株式について「A+」評価

TCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）に賛同

CI(Council of Institutional Investors)加盟

SASB加盟

2020年、Climate Action 100+に参加

2020年、気候変動に関する機関投資家グループ(IIGCC)に参加

2020年、世界経済フォーラムのCoalition for Climate Resilient Investment (CCRI)に参加

2019年にFarm Animal Investment Risk and Return (FAIRR)にも参加

2020年にPRIから戦略&ガバナンスなどで「A+」評価

各種イニシアチブへの参加

会員・協力

インベスコは、SASB(Sustainability Accounting Standards Board)に参加しています。私たちは、企業と投資家との間での重要な財務に関する意思決定に役立つ情報のコミュニケーションを促進するESGテーマに関する開示基準を確立しようとする、SASBのミッションを支持しています。また、SASBに参加することで、持続可能性を資本市場に統合しようとする要請に対し、SASBのリーダーたちやメンバーと協力する機会が与えられます。インベスコは、標準化され、業界固有のマテリアリティに基づく開示基準を確立することで投資家と企業の双方が市場の期待に応えられると考えるメンバーの活動に参加できることを誇りに思っています。

インベスコはFarm Animal Investment Risk and Return (FAIRR) (Collier Initiative)に参加していますが、FAIRRは集約的畜産生産によって引き起こされる重要なESGリスクと機会に関する認識を高めるための共同投資家ネットワークです。FAIRRは、最先端の研究を通じて投資家が投資の意思決定とアクティブなスチュワードシップ・プロセスに統合できるよう、これらの要因を特定し優先順位をつける手助けとなります。

インベスコは機関投資家協議会 (CII) のメンバーになりました。CIIは、米国のアセットオーナー、主に年金基金やパブリックアセットへの投資を行う州や地方の団体、財団等、からなる非営利団体であり、運用総資産は4兆ドルです。CIIは、効果的コーポレート・ガバナンスや強固な株主権利、活力があり透明で公正な資本市場に関する主導的な発言者です。CIIは、米国の機関投資家とその受益者の長期的な価値を高める政策を推進しています。CIIは、コーポレート・ガバナンスのベスト・プラクティスについてメンバーを教育し、メンバーが同業他社や政策立案者、投資担当者と対話する機会を提供しています。

インベスコは、各地の運用拠点を通じて、複数の外部団体をサポートする積極的なメンバーとして活動しており、主な所属団体としては下記があります。

- PRI Investor Signatory
- PRI署名
- TCFD
- CDP (カーボン・ディスクロージャー・プロジェクト)
- Council of Institutional Investors (CII)
- SASB
- Farm Animal Investment Risk & Return Initiative (FAIRR)
- Investor Forum UK
- 英国スチュワードシップ・コードTier1
- Quoted Companies Alliance (QCA)
- UK Sustainable Investment and Finance Association (UKSIF)





- Investment Association UK
- Asian Corporate Governance Association (ACGA)
- Responsible Investment Association (RIA) (カナダ)
- Global Real Estate Sustainability Benchmark (GRESB)
- 日本版スチュワードシップ・コード
- Coalition for Climate Resilient Investment (CCRI)
- Climate Action 100+
- Institutional Investors Group on Climate Change (IIGCC)
- Asia Investor Group on Climate Change (AIGCC)
- Corporate Responsibility Interface Center (CRIC) (ドイツ語圏)

インベスコは、以下のグループへの参加を通じて、業界におけるアドボカシー（発信者）の役割を果たしています：

- Sustainability Accounting Standards Board (SASB) Standards Advisory Group
- UKSIF Board of Directors
- Climate Financial Risk Forum (CFRF) (UK)
- Climate Financial Risk Forum (CFRF) Risk Working Group (UK)
- PRI Fixed Income Advisory Committee
- PRI Global Policy Reference Group
- PRI Macroeconomic Risk Advisory Group
- PRI Plastics Investor Working Group
- Quoted Companies Alliance (QCA) Financial Reporting Expert Group (UK)

GRESBとインベスコ不動産運用部門（以下、IRE）

- GRESBは、IREのESGマネジメントおよびポリシーのレポート、スコアリングおよびピアランキングの元になります。
- IREは2019年にGRESBの4つ星の格付けを取得
- GRESBグリーンスターランキングを5年連続で実施
- GRESBは、いくつかのIREファンドを地域および/またはセクターにおけるリーダーとしてランク付けしました。





日本の投資 文化をより 高めるために

A night-time photograph of the Tokyo Skytree, a tall, illuminated tower, standing prominently against a dark blue sky. In the foreground, a curved bridge with lights spans across the frame. The scene is reflected in a body of water below. A blue semi-transparent box is overlaid on the left side of the image, containing white text and a large white quotation mark.

“

企業のESGへの取り組みが、その企業価値拡大の持続性を高めることにつながると考えます。そして、その取り組みは一企業を超えて、究極的には社会全体の持続性を高めることに繋がる

ハイコンベクション・アクティブ長期投資家として、長期持続的に成長する企業を発掘し、建設的対話を通じて寄り添うことで、WIN-WINとなる投資をしていきたいと考えています。

当社の日本株式運用について

長期アクティブ投資家としてのスチュワードシップ活動の実践

お客様から委託をうけた資金を運用する会社にとって、お客様との契約に沿ったリスク（インベストメント・プロセス）の範囲内でリターンを極大化することがミッションであることは論を待たないでしょう。そのリターンの源泉を辿ると、投資先企業のビジネスモデル/経営戦略による競争優位性に基づく持続的成長にあると当社は信じています。その持続的成長性を様々な角度から調査分析し、長期的な視点から企業への投資をしています。

長期的な持続的成長を分析する上では、ビジネスモデル/経営戦略の優位性と差別化された技術を含む革新性をベースとし、強固なフリーキャッシュフローの創出、資本の適切な配分による成長性および資本生産性の向上、配当を含む余剰資金の配分政策等が必要です。そして、その持続性を担保するための重要な要素が企業のESGに対する取り組みとそのパフォーマンスにあると考えております。特に、コーポレート・ガバナンスがE（環境の保全や改善への取り組み）とS（従業員を含む様々なステークホルダーに対する配慮）を規定するものとして重要です。このような企業のESGへの取り組みが、その企業価値拡大の持続性を高めることにつながると考えます。そして、その取り組みは一企業を超えて、究極的には社会全体の持続性を高めることに繋がることになり、投資家の責任としてESGを投資プロセスに統合することが求められてきています。

インベスコ・グループでは、実際に投資判断するポートフォリオ・マネジャーとリサーチ・アナリストが企業のESGへの取り組みを評価し建設的対話をするを通じて、投資プロセスにESGを組み入れています。投資先企業に対する知見が最も高いリサーチ・アナリストおよびポートフォリオ・マネジャーが、投資判断の一環としてESGのリサーチを行い、必要に応じて直接企業との建設的対話をする体制は、アクティブ投資家としてのスチュワードシップ活動の高い実効性を担保していると考えています。インベスコ・グループではグローバルでこのような活動をサポートする体制を構築しております。

企業の事業とその戦略に対する深い理解を持つリサーチ・アナリストとポートフォリオ・マネジャーが行う建設的対話が、企業にとって持続的成長に向けての何らかの気づきをもたらすことができれば、これはまさにWIN-WINの関係と言えるでしょう。インベスコは、ハイコンピクッション・アクティブ長期投資家として、長期持続的に成長する企業を発掘し、建設的対話を通じて寄り添うことで、WIN-WINとなる投資をしていきたいと考えています。



インベスコ・アセット・マネジメント株式会社
取締役運用本部長 兼 最高投資責任者
(CIO) 小澤大二

日本でのスチュワードシップ活動 における体制

インベスコ・アセット・マネジメント株式会社(以下、「当社」)は、実効性の高いスチュワードシップ活動を実践するにあたり、当社で投資判断する日本株式戦略におけるポートフォリオ・マネジャーとリサーチ・アナリストが主体となり、企業と ESG 評価を含む建設的な対話を行うとともに、株主議決権行使の意思決定を行う体制を築いています。また同時に、このスチュワードシップ活動をより強固なものにするためのガバナンスを以下のように整備しています。

責任投資委員会が当社におけるスチュワードシップ活動を統括し、その活動を利益相反管理委員会が主に利益相反の観点からモニターします。

責任投資委員会は、運用部門を所管する取締役、コンプライアンス部長及びレスポンシブル・インベストメント・オフィサー等によって構成され、当社におけるスチュワードシップ活動方針、議決権行使ガイドライン等の決定・承認、そしてその活動を統括します。議決権行使結果およびスチュワードシップ活動は適宜責任投資委員会に報告されます。株主議決権行使のガイドラインは当社の議決権行使判断における原則であるものの、議案によっては委託者（投資家）および受益者の利益の最大化のために、投資先企業との間に建設的な対話の機会を持った上で、特別な判断を行う場合があります。その場合は、予め責任投資委員会において承認を得ることとなっています。一方、議決権行使を含むスチュワードシップ活動における利益相反管理が適切に行われたか否かについては、コンプライアンス部門がレビューを行い、利益相反管理委員会がモニターします。それらの結果は、利益相反管理委員会から当社の経営委員会およびグローバルのProxy Advisory Committeeに報告されます。

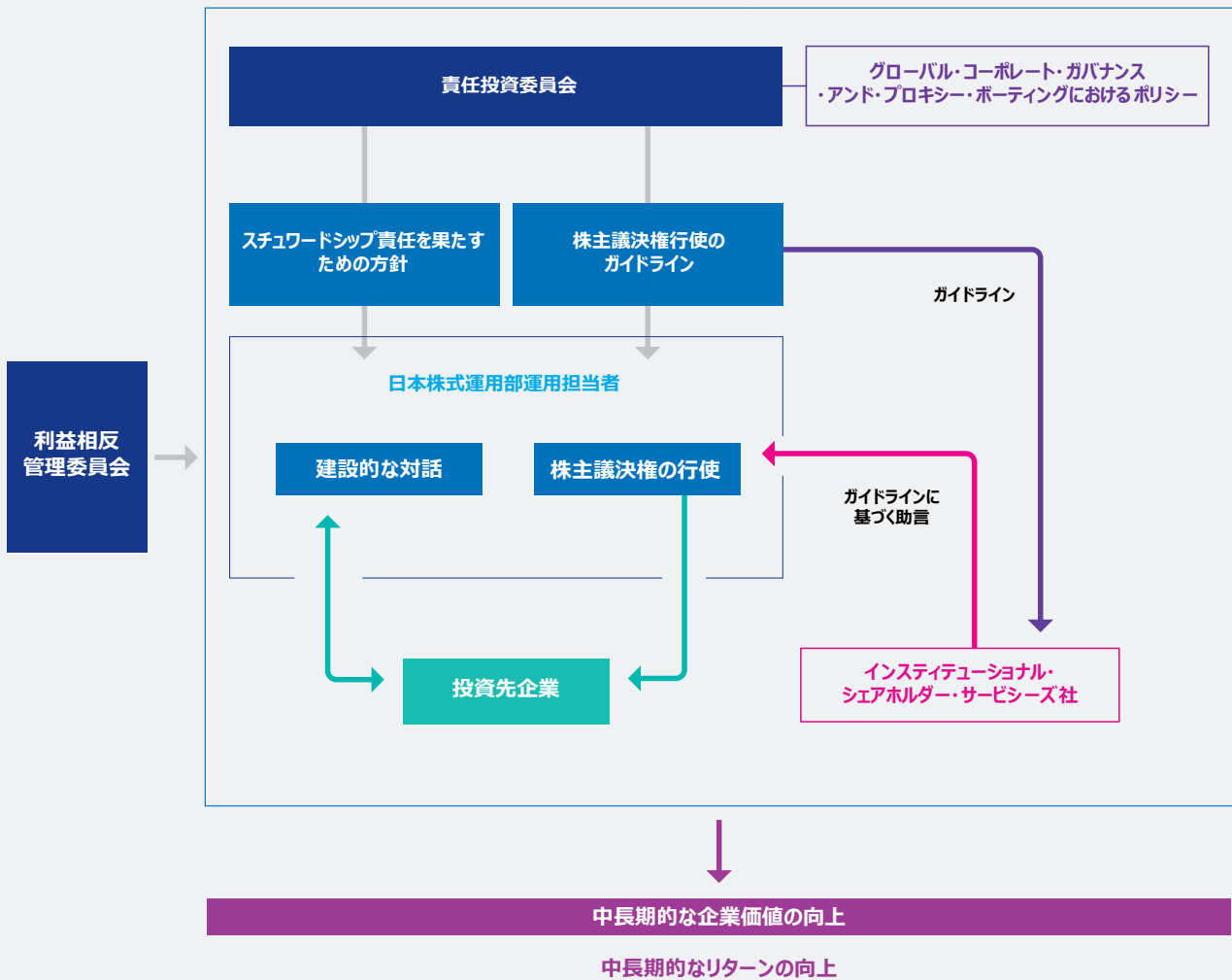
利益相反管理委員会は、コンプライアンス部長が委員長を務め、管理本部長、内部統制監理本部長、リスク管理部長、法務部長をメンバーとし、更に監査役および内部監査部がオブザーバーとして参加することにより、営業部門・運用部門といったビジネスの現場から独立して、利益相反をモニターし管理する機能を有しています。責任投資委員会および利益相反管理委員会の主要メンバーであるコンプライアンス部門は、インベスコで指揮系統が運用部門、営業部門から独立しています。更に、コンプライアンス部門を含む全部門から独立した内部監査部門が管理体制をレビューすることで、より強固な管理体制を実現しています。



レスポンシブル・インベストメント・オフィサー
古布 薫

当社におけるスチュワードシップ 活動の重要性について

当社の日本株式運用部におけるスチュワードシップ活動の特徴は、担当するポートフォリオ・マネジャーおよびリサーチ・アナリストが直接投資先企業と対話を行い、また議決権行使の意思決定を行うという点にあります。企業を取り巻く事業環境および資本市場においては短期的な混乱等が生じることもありますが、当社は投資先企業の持続的な企業価値拡大とESG要素を含むサステナビリティを重視したスチュワードシップ活動を継続しています。議決権行使及び建設的な対話を通じ投資先企業の企業価値拡大に貢献していきます。



ESGインテグレーションと エンゲージメント方針

ESGインテグレーションのプロセス

当社では企業のESG戦略とそのパフォーマンスは、長期的な企業価値拡大の持続可能性に大きな影響を及ぼすと考えています。別の言い方をすれば、長期投資家としてESG情報の分析は投資判断の確信度をあげるための重要な要素であると考えています。従って、投資判断の最終的な意思決定を行う際には、主に財務情報に基づくファンダメンタルズリサーチに加えて、ESG戦略の評価を含む定性的な情報の分析を重視しています。ESG情報の分析は、企業からの各種開示情報や外部のESG情報ベンダーによるリサーチ等の活用に加え企業との建設的な対話を通じて得られた情報等をもとに行います。その過程で、各企業のESGに関する重要課題（マテリアリティ）をとらえるように努めています。ESG情報は、それ自体のみをもって投資判断を行うことはしませんが、企業価値拡大の持続可能性を判断する重要な要素の一つであると捉えています。

当社では、企業とのミーティング、特にマネジメントとのミーティングは投資判断を行うにあたって大きな比重を占めております。長期投資家として、持続的な企業価値向上を重視し、中長期的視点に立って企業とのミーティングに臨んでいます。投資判断に必要な情報を得るとともに、必要に応じて様々な対話を行い、またこうして得られた情報等はチーム内で共有しています。



投資判断の
意思決定

財務分析

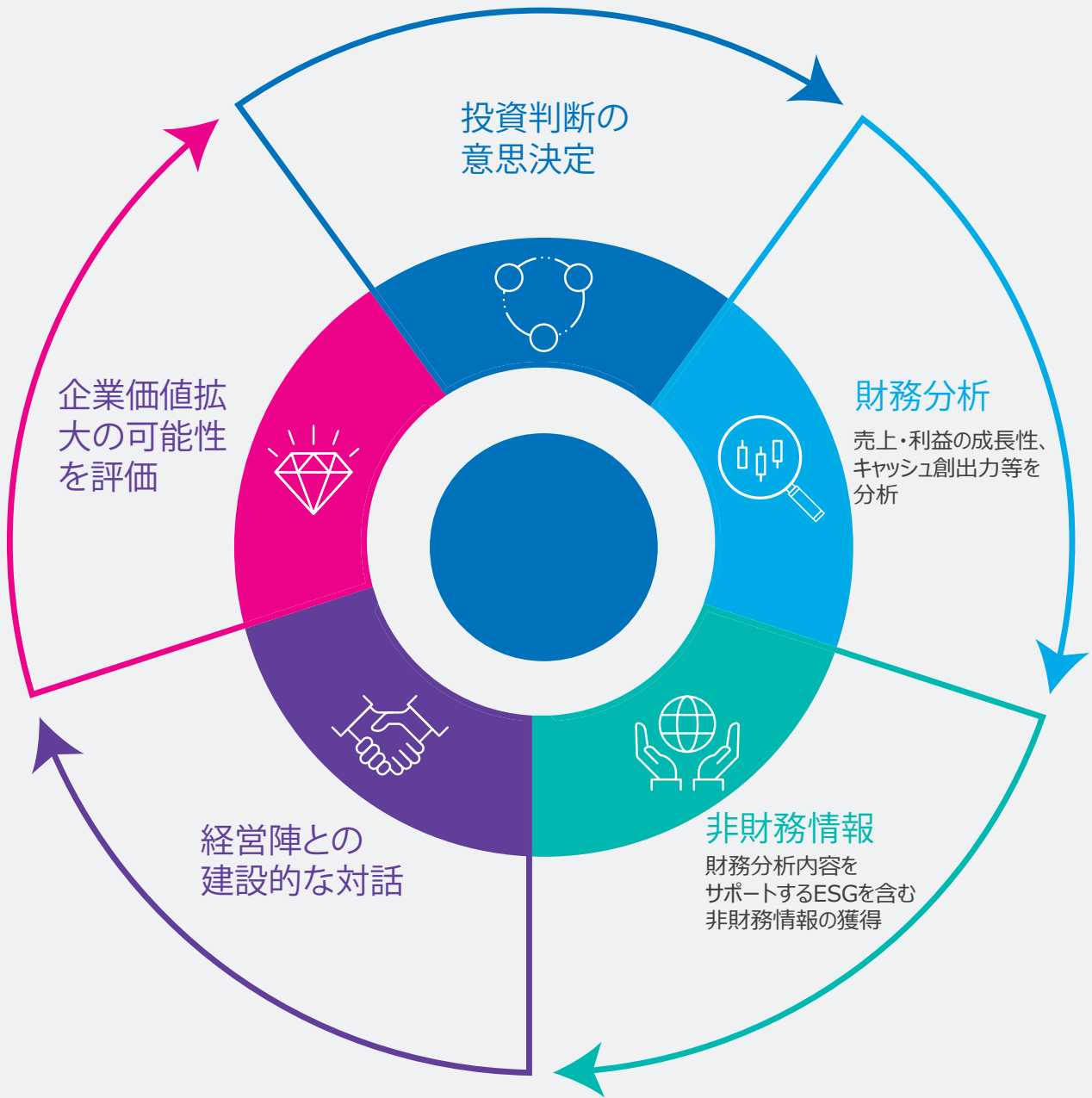
売上・利益の成長性、
キャッシュ創出力等を
分析

非財務情報

財務分析内容を
サポートするESGを含む
非財務情報の獲得

経営陣との
建設的な対話

企業価値拡
大の可能性
を評価



ESGインテグレーションと エンゲージメント方針

当社におけるエンゲージメント方針

投資判断の最終的な意思決定を行うポートフォリオ・マネジャーが、投資先企業との間に建設的な対話の機会を持つことは非常に重要であると考えます。長期投資家として、持続的な企業価値向上を重視し、中長期的視点に立って企業とのミーティングに臨み、投資判断に必要な情報を得るとともに、必要に応じて様々な対話を行います。従って、特に事前にアジェンダを設定していない場合でも、投資先企業との通常のミーティングにおいてESG戦略を含む様々な建設的な対話を行う機会は多くあります。

ESG情報の分析およびマテリアリティの抽出

企業におけるESGの重要課題（マテリアリティ）およびその望ましい対処法については、各企業における事業環境や成長段階等によって異なると考えています。そうした状況を前提として自社リサーチおよび外部リソース等を活用し企業との建設的な対話を通じて得られた情報等をもとに、考慮すべきマテリアリティを把握するように努めています。

ESG情報に関しては、それぞれ以下の観点から投資先企業の状況を把握し、必要に応じて対話を行います。各投資先企業の状況を把握するための具体的な項目を下記に掲げます。ただし、情報の取得可能状況や必要性の変化等に応じて適宜見直します。





環境

E（環境）について

気候変動や海洋プラスチック問題等、世界経済が直面する環境問題は非常に多くあり、グローバルな投資家の関心も大きくなっています。一企業で対処できる問題ではありませんが、各々の企業がその問題を認識し、環境に悪影響を与えないように対応していくことが世界全体の持続可能性と共に持続的な企業価値向上につながると考えます。各企業の事業内容、活動地域、

事業規模等に応じてその対処すべき課題等は異なりますが、各々の事業内容に則した環境に関わる方針の策定やその情報開示の充実が必要です。特に継続的かつ一貫性のある情報開示が重要になります。具体的な確認項目の例としては、売上高当たりCO2排出、気候変動や環境マネジメントに対するポリシーの有無等が挙げられます。



社会

S（社会）について

持続的な企業価値の拡大を実現するためには、透明性のある効果的な人事戦略の策定、労働問題への対処、ダイバーシティ戦略の強化等様々な課題への対応が重要であると考えています。またこれらの課題のみならず幅広いサプライチェーンにおける社会問題へ対応することが求められています。各種の法律や制度への対応、多様性を考慮

した方針の策定等の要請が増していますが、情報開示の重要性も日々高まっていると認識しています。具体的な項目の例としては、女性役員比率、各種人権政策の有無、従業員への教育機会の提供等が挙げられます。



ガバナンス

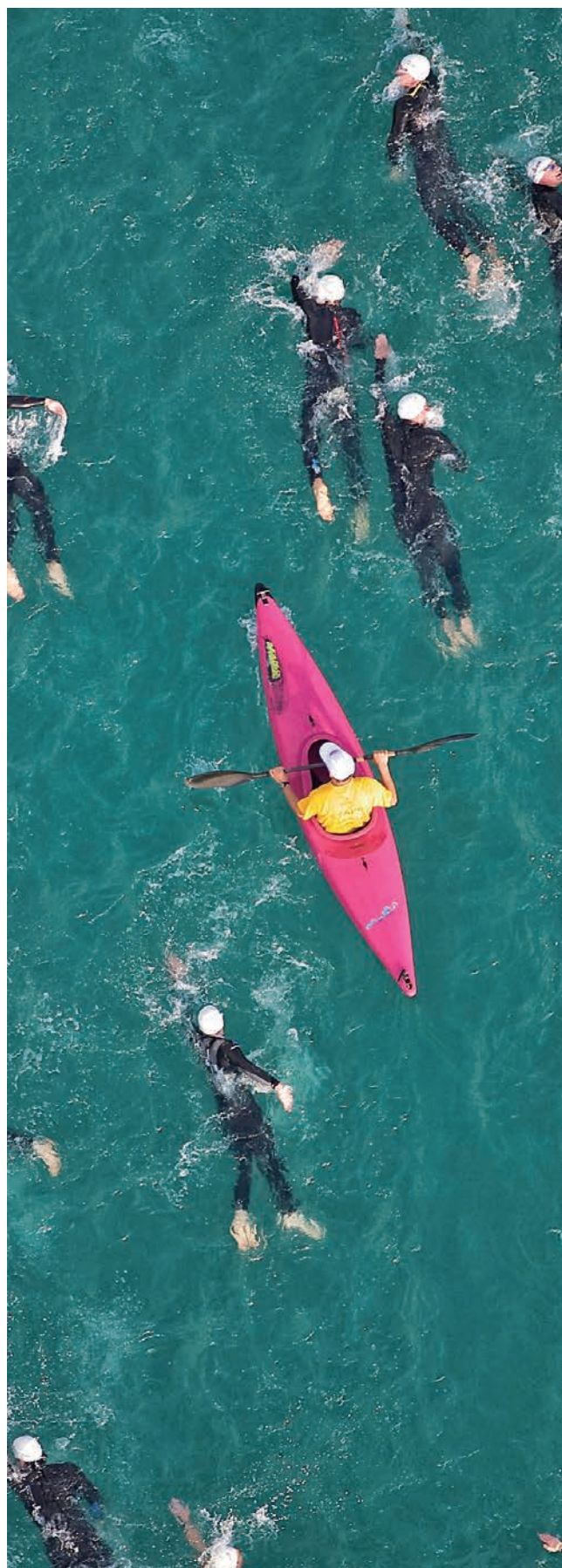
G（ガバナンス）について

E（環境）およびS（社会）に関する課題の解決に取り組むことは企業の経営戦略の一環であり、それを律するという意味でもコーポレート・ガバナンスは企業価値の持続的拡大に重要な要素であると考えます。最適なガバナンス体制は、企業の規模や成長段階等に応じて異なるケースもあると考えられますが、株主の負託を受けた取締役会が持続的な企業価値拡大のために、資本配分を含む長期的な経営戦略を決定し、その執行を監督していく体制を作ることが肝要です。そのためには、取締役会が

独立性を有していること、適切なサクセッションプランにより持続性が担保されていること、必要なスキルマトリックスをもとに十分に多様性をもった構成となっていること、資本コストを上回る資本生産性を長期的に達成できる経営戦略を策定し実行できること等が必要と考えます。そして、環境・社会それぞれの課題に対処した上で持続的な企業価値拡大が実現されることが重要です。具体的な項目の例としては、取締役会の構成、取締役会の独立性、更には資本政策、資本効率、経営戦略が機能しているか、不祥事の有無等が挙げられます。

当社が考えるコーポレート・ガバナンスのベストプラクティス

投資先企業におけるガバナンス体制強化は、持続的な成長と企業価値拡大を推進する重要なドライバーの一つであると当社は考えています。当社の考える企業のガバナンス体制強化のために求められる基本的な要素を以下に列挙します。ただし、各企業のガバナンス体制はその成長段階や規模、直面する経営課題等により適切なあるいは選択可能な形態に差が生じるであろうことは認識しており、下記におけるガバナンス体制はあくまでも当社の考えるベストプラクティスです。



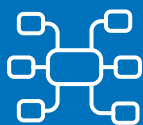
取締役会の機能



会社法上では監査役会設置会社、監査等委員会設置会社、指名委員会等設置会社といったガバナンスシステムのいずれかを選択できますが、それぞれの機能を十分に発揮させることが重要です。上場会社の取締役会には、持続的な企業価値拡大のために中長期の視点に立った経営戦略を策定し、そのために必要な資本配分を行うこと、それに沿った執行サイドによる適切な意思決定と執行がなされているかどうかを監督するという責務があり、その観点では、監督と執行の分離が望ましいと考えます。その方法については、企業の規模および成長段階等に応じて異なると考えられますが、どのシステムを採用するにしても意思決定プロセスの

透明性を確保し、執行の監督機能を強化することは、取締役会の実効性を高めるためには重要です。成熟段階にある企業においては、業務に関する意思決定は執行サイドに委譲する一方、取締役会は監督機能を強化し、経営戦略の透明性、客観性、公平性を担保することが重要です。その観点から、指名委員会等設置会社が優れたシステムであると考えます。さらに取締役会の議長についても、CEOと分離し、独立社外取締役が務めることが望ましいと当社は考えます。取締役会の独立性が担保されることによって、より実効的かつ透明性の高い監督機能が期待されます。

取締役会の構成-スキルマトリックスと多様性



上述のような機能を実現するためには取締役会の規模をある程度抑制し、活発な議論を実現し、適切な意思決定がなされる体制の整備が必要です。各企業における課題や環境認識等に基づいて、取締役会として責務を果たすための知識・経験・能力等

を定義し、社内・社外ともにそれぞれ適切な取締役候補者が選任されるべきであると考えます。そういったスキルマトリックスに加えて多様性を取り込むことで、環境の変化に対応して柔軟かつ適切な意思決定をできる取締役会を構成できると期待します。

取締役会の独立性



経営の監督機能を適切に行うこと、意思決定の透明性を担保すること、少数株主の権利を保護するためには、取締役会はできるだけ独立する必要があると考えます。即ち、長期的ゴールとしては取締役会の過半数が独立した社外取締役であることが望ましいと考えます。監査役会設置会社においては、現状のコーポレートガバナンス・コードでは2名以上の独立社外取締役が求められていますが、上述のスキルマトリックス、多様性を考慮した上で独立社外取締役をより多く選任することで、取締役会の独立性を担保すべきと考えます。一方、監査等委員会設置会社、指名委員会等設置会社においては、業務執行の意思決定はより執行

サイドに委譲し、取締役会はより監督機能を強化するための機関であるため、必然的に監査役会設置会社よりも高い独立性、当社では最低限3分の1以上の独立社外取締役が必要であると考えます。また、親子上場など親会社が存在する上場子会社の場合には、少数株主の保護のために過半数の独立社外取締役が必要であると考えます。

当社は議決権行使に際して、社外取締役の選任については当該企業との独立性を求めています。当社が求める社外取締役の独立性の要件は議決権行使のガイドラインに記載しています。

社外取締役の役割と適性



独立社外取締役に期待される役割は、経営陣が適切な経営戦略の意思決定を行っているか否か、またそれともなう資本配分を適切にしているか否か、少数株主の利益保護がなされているか否か等について監督することです。また、適切なリスクテイクをすることを後押しする一方、経営陣の暴走や過度のリスクテイクを抑制することも重要な役割です。社外者として、社内者のみでは適切な判断・評価が難しい案件につ

いて、独立した観点から関与し助言することが期待されます。上記のような社外取締役の役割を果たすため、社外取締役の取締役会に占める比率は高い方が望ましく、また独立性に加えてスキルマトリックスおよび多様性の観点から戦略的に社外取締役を選ぶことが求められます。そして、社外取締役に対しては、十分な意思決定がなされるための情報共有、そしてトレーニングの機会が提供されることが重要です。

サクセッションプラン



経営トップのサクセッションプラン（後継者計画）は企業にとっての重要な戦略上の意思決定の一つであり、取締役会の十分な関与が必要です。指名委員会等設置会社における指名委員会、あるいはそれ以外の形態を有する企業においては任意の指名委員会において、独立社外取締役が委員長

として関わり十分な情報共有がされた上で、透明性の担保された後継者の育成および経営トップの選解任が適切に行われる必要があります。同時に、長期的な人材育成のためのヒューマンキャピタルマネジメントも重要です。

報酬制度



企業の報酬制度は持続的な企業価値の拡大と運動させ、それに向けた経営者のモチベーションを維持させるものであることが望ましいと考えます。指名委員会等設置会社においては報酬委員会において、あるいはそれ以外の形態を有する企業においては任意の報酬委員会において、透明性と客観性を担保して制度設計されることが

期待されます。日本企業においては、より長期インセンティブとなるような報酬制度が求められており、株式報酬を有効的に活用すること、また制度の内容、実施額等について開示を行って透明性を高めることも重要です。

資本政策・資本コスト



企業は持続的な企業価値拡大のために中長期の経営戦略を策定する中で、資本コストを認識し、その資本コストを長期的に上回るためにビジネスポートフォリオの見直しを含む資本配分および望ましいバランスシートを決定することが必要です。資本コストは、あるべき数値が一義的に算出されるもので

はないと理解していますが、企業と投資家が経営戦略および資本政策に関する見解を共有し、対話を行うための重要なツールとなると考えます。

政策保有株式



経済合理性のない政策保有株式の存在は、資本市場の効率性を損なうだけでなく、企業のガバナンスを歪ませ持続的な企業価値拡大を妨げる要因となる可能性があります。資本コストの観点からは最適な資本配分を阻害し、また景気循環を通じた企業収益への影響に加えて株式市場の変動がバランスシートに及ぼすボラティリティを増幅させることに繋がります。過度な株主構成の安定化、買収防衛といった側面を持つことも否定できません。不適切

な政策保有株式自体をなくすこと、また政策保有株主から売却を打診された場合はその行動を妨げないことが求められていると考えています。直ちに全ての政策保有株式を売却することができないのであれば、少なくともコーポレートガバナンス・コードで求められている保有理由や定量的な検証を含む開示に加え、議決権の適切な行使とその開示が必要であり、そして継続的な削減が必要であると考えます。

持続的成長を実現するための取り組み



持続可能な社会の構築に資するような取り組みが企業に求められています。SDGsはその目標に資するビジネスを推進する機会と捉え、更なる自身の持続的な企業価値拡大を目指していくためのものと考えます。一方、ESGは企業自身が持続的であるために必要な要素です。その意味でSDGsは

トップダウン的アプローチであり、ESGはボトムアップ的にとらえることができます。企業は自身の取り組みについて十分な情報開示を行うことが望ましいと考えています。

スチュワードシップ・コード 各原則への対応と自己評価

スチュワードシップ責任を果たすための方針

当社は日本版スチュワードシップ・コードを受け入れており、「スチュワードシップ責任を果たすための方針」において、機関投資家として企業価値の持続的拡大に貢献し顧客の長期的な利益の最大化を図ると同時にスチュワードシップ責任を果たす具体的な方針について策定しています。

2020年3月に改訂された日本版スチュワードシップ・コードに基づき、「スチュワードシップ責任を果たすための方針」を2020年9月付で改訂しました。当自己評価は改訂版コードに基づき、2019年度の活動に対して行いました。



	活動実績	自己評価
原則1	「スチュワードシップ責任を果たすための方針」の改訂	投資先企業の持続的な企業価値拡大に資するサステナビリティを考慮した建設的な対話を行うための方針を開示しており、適切と評価しています。
原則2	<ul style="list-style-type: none"> 利益相反管理方針の公表を継続し、具体的な利益相反に当たる事例を例示 利益相反管理委員会に対し議決権行使を含むスチュワードシップ活動の報告を行い、利益相反管理を徹底 議決権行使結果の個別議案および反対行使理由開示の実施 	議決権行使を含むスチュワードシップ活動の透明性を担保するための方針の開示、グローバルな組織として管理体制の整備をしており、適切に対応していると評価しています。インベスコはNYSEに上場する独立系の資産運用会社です。
原則3 原則4	<ul style="list-style-type: none"> 持続的な企業価値向上を重視し、中長期的視点に立って企業の状況を的確に把握し、企業との建設的な対話を実施 	中長期的な観点からのファンダメンタルズリサーチの一環としてESGインテグレーションを行い、運用者主導によるサステナビリティを考慮した建設的な対話を実施しており、適切に対応していると評価しています。
原則5	<ul style="list-style-type: none"> 「株主議決権行使のガイドライン」の改訂 行使に当たっては企業との対話内容を重視 議決権行使結果の個別議案および反対行使理由開示の実施 議決権行使助言会社との対話を適宜実施 	運用者主導による議決権行使活動、投資先企業の持続的成長のための活動を重視しており、適切と評価しています。
原則6	<ul style="list-style-type: none"> 「スチュワードシップ・レポート」を発行 「株主議決権行使のガイドライン」、「スチュワードシップ責任を果たすための方針」、議決権行使の個別議案結果および反対行使理由をウェブサイトにて開示 	当レポートの発行を含む開示姿勢を強化しており、適切と評価しています。
原則7	<ul style="list-style-type: none"> スチュワードシップ活動の自己評価を実施 グローバルチームとの連携 国内外関係諸機関との対話 スチュワードシップ活動の実効性を担保する社内体制の整備、強化 建設的な対話の経過および成果を開示 	グローバルおよび日本におけるスチュワードシップ活動、ESGにおける諸問題等に関する理解を深め、当社のスチュワードシップ活動強化のための努力を継続しており、適切と評価しています。

スチュワードシップ・コード

原則 1 : 方針

機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たすための明確な方針を策定し、これを公表すべきである。

当社方針

インベスコは投資家としてのフィデュシャリーデューティーとスチュワードシップ責任を同時に果たすためにグローバルの体制を強化しております。当社は投資先企業の持続的な企業価値の拡大によって顧客の利益最大化を目指しており、アクティブ投資家として、スチュワードシップ活動を推進していきます。

スチュワードシップ責任を果たすための方針を策定し、公表しています。

経営陣によるコミットメントのもと、グローバルでの連携を強化し、スチュワードシップ活動を強化しています。

2019年度の取り組み

2019年4月当社の議決権行使のガイドライン改訂を行いました。

2019年9月インベスコのグローバルESGヘッドにCathrine De Coninck-Lopezが就任し、より実効的なESGインテグレーションの体制を強化しています。

2019年11月当社の「インベスコ スチュワードシップ・レポート」を発行しました。

自己評価

適切に対応していると評価しています。

今後もサステナビリティを考慮し、スチュワードシップ責任を果たすための方針の適宜見直しの実施と公表を継続していきます。





スチュワードシップ・コード

原則 2 : 利益相反管理

機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たす上で管理すべき利益相反について、明確な方針を策定し、これを公表すべきである。

当社方針

当社の経営理念および倫理規定において、誠実さ、公正さ、公平性、顧客利益の優先は、最も重要な位置を占めるものです。当社は、資産運用会社として、独自の「利益相反管理方針」に基づき、当社（当社の役職員および直接的・間接的な関係者を含みます）と当社のお客様の間もしくは顧客間で実際に生じている、あるいは生じる恐れのある利益相反を特定、管理、また記録し、利益相反に該当する場合にはその開示等について、当該方針等に規定された必要な措置を講じるものとします。

本方針は、当社の行うあらゆる事業活動に適用され、また、当社は「利益相反管理方針」を公表し、具体的な利益相反に当たる事例を例示しています。

<http://www.invesco.co.jp/footer/stewardshipcode.html#riekisouhan>

利益相反管理方針に基づき、コンプライアンス部門が責任をもって利益相反管理に対処するとともに、利益相反管理委員会によるガバナンスを強化しています。

2019年度の取り組み

2018年4月に当社において利益相反管理委員会を設立し、より実効的で体系だった利益相反管理体制を構築しています。議決権行使結果および企業との対話を含むスチュワードシップ活動については利益相反管理委員会へ報告し、利益相反の観点から問題のある活動はなかったとの報告を受けています。コンプライアンス部は当社が事業上関係する主要なお客様、当社の運用する投資信託に係る受益証券の販売会社並びに受託者である信託銀行に関連する議案における議決権行使結果について、利益相反行為がなかったかどうかを精査しています。

2019年5月に2018年度（2018年4月から2019年3月）の議決権行使結果の個別議案開示を行いました。同時に会社提案において反対票を投じた議案、および株主提案における議案について、行使理由の開示を行い、議決権行使における透明性を高めています。

利益相反管理委員会委員長 コンプライアンス部長 持山剛

2019年度の議決権行使の個別結果を含むスチュワードシップ活動の報告を受け、当社の利益相反のおそれがある状況と照らし合わせ精査した結果、利益相反となる事例はありませんでした。

自己評価

適切に対応していると評価しています。

スチュワードシップ・コード

原則 3 : 企業の状況把握

機関投資家は、投資先企業の持続的成長に向けてスチュワードシップ責任を適切に果たすため、当該企業の状況を的確に把握すべきである。

スチュワードシップ・コード

原則 4 : エンゲージメント

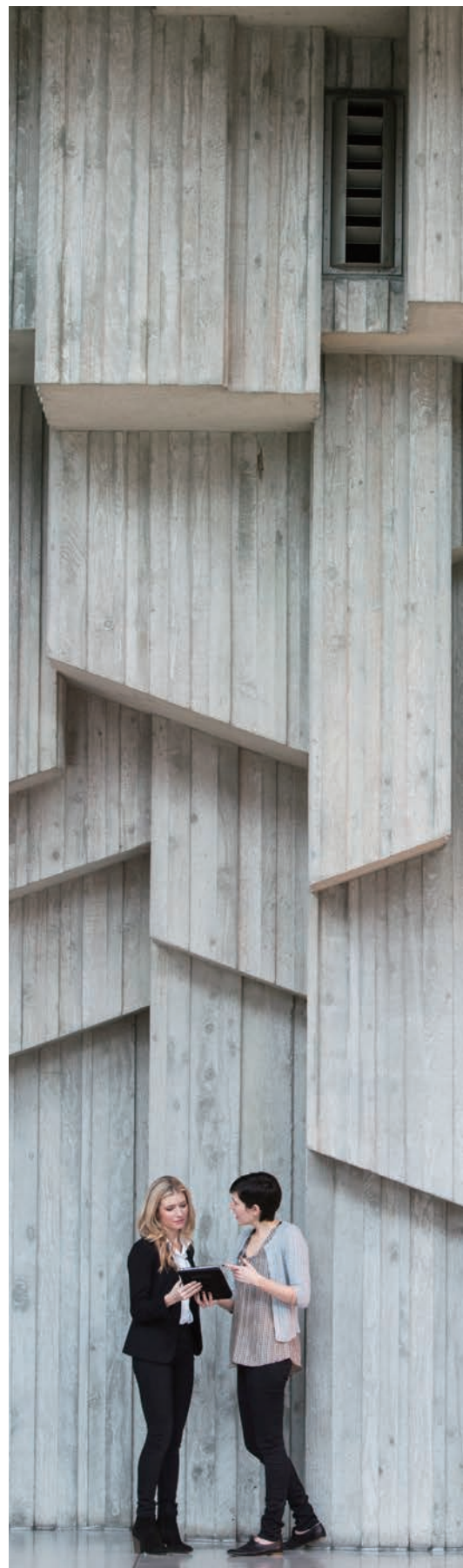
機関投資家は、投資先企業との建設的な「目的を持った対話」を通じて、投資先企業と認識の共有を図ると共に、問題の改善に努めるべきである。

当社方針

当社では、長期投資家として持続的な企業価値向上を重視し、中長期的視点に立って企業とのミーティングに臨み、投資判断に必要な情報を得るとともに、必要に応じて様々な対話を行います。従って、特に事前にアジェンダを設定していない場合でも、投資先企業との通常のミーティングにおいてESG戦略を含む様々な観点から建設的な対話を行います。

エンゲージメントの成果についての考え方

投資先企業のESGを含む様々な課題の解決において、建設的な対話を通じて投資家としての意見を伝え持続的な企業価値の拡大のために議論をしています。一方、エンゲージメントの成果を定量的に把握すること、つまり一義的にその解決策が講じられた原因を特定することは難しい面もあると考えます。しかしながら投資先企業と対話を行った際には、その内容を社内で共有し、進捗状況を踏まえることによって、今後のよりよい対話へつなげることができると考えております。





投資先企業の方からガバナンスや情報開示の改善のためのご相談を受ける機会も複数あります。長期投資家として上場企業に望まれる姿を伝えることで、結果として改善の方向に向かっているケースも多くあると認識しています。その場合における改善要因は当社の対話にのみ拠ると考えることは適当ではなく、インベストメント・チェーン全体の取り組みが奏功している可能性もあると認識しており、当社もその中でより能動的な役割を果たすべくスチュワードシップ活動を行っています。投資先企業だけでなく、規制当局、業界関係者など幅広いステークホルダーと建設的な対話を持つことも選択肢の一つと考えています。また、必要に応じ、他の機関投資家と共同して対話を行う可能性を排除いたしません。

2019年度の取り組み

当社では2019年度に2,933件の企業とのコンタクトを行っております。の中には単独取材に加え決算説明会、中期経営方針説明会、工場・店舗見学等多岐に渡るものが含まれています。そのうち取締役以上の経営陣の方との面談を含む単独のミーティング件数は1,909件でした。

自己評価

企業とのエンゲージメントに関しては、ファンダメンタルズリサーチに基づく投資先企業の状況把握・分析に加え、ESG課題（マテリアリティ）の把握に努めています。エンゲージメントの過程を記録しチーム内で共有しています。

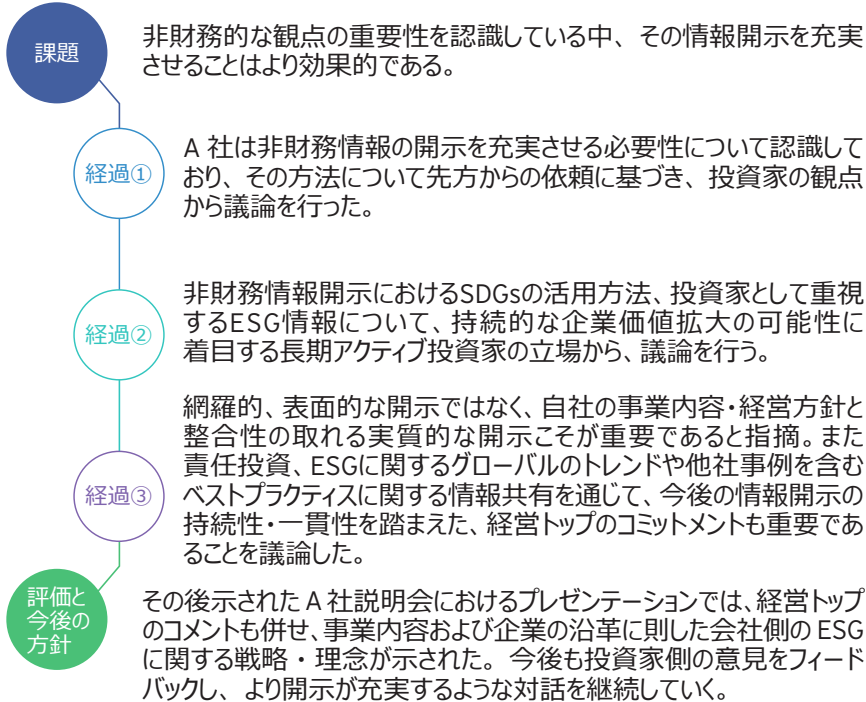
インベスコ・グループ全体での情報シェアに加え、外部調査機関を活用したデータ収集分析および社外の専門家や機関投資家との対話等を通じて、当社におけるエンゲージメントの質の向上に努めており、適切に対応していると評価しています。

インベスコは運用者主体のエンゲージメント体制を重視しています。投資判断の最終的な意思決定を行うポートフォリオ・マネジャーが直接建設的な対話を行うことでより実効性を高めています。また各ポートフォリオ・マネジャーは、それぞれの運用戦略と統合的なサステナビリティをめぐる課題について対話を行っています。

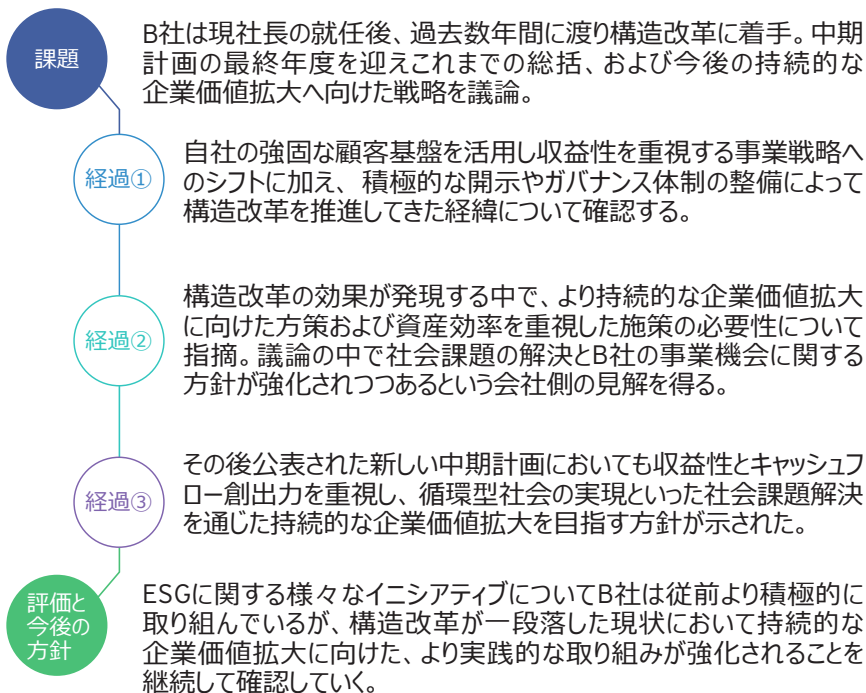
2019年度対話の事例

2019年度に当社が行った建設的な対話の事例は以下になります。

ケース1：A社

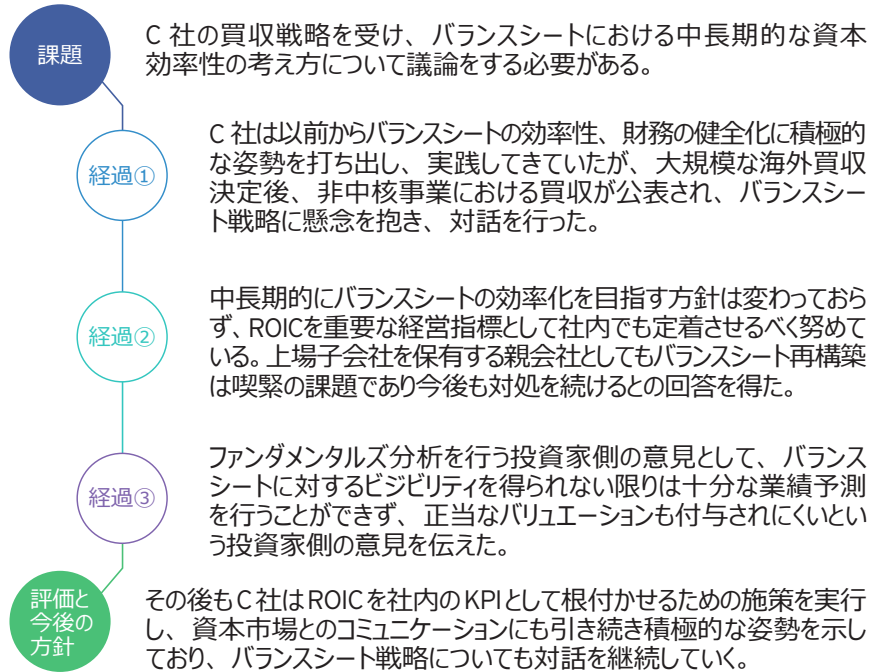


ケース2：B社

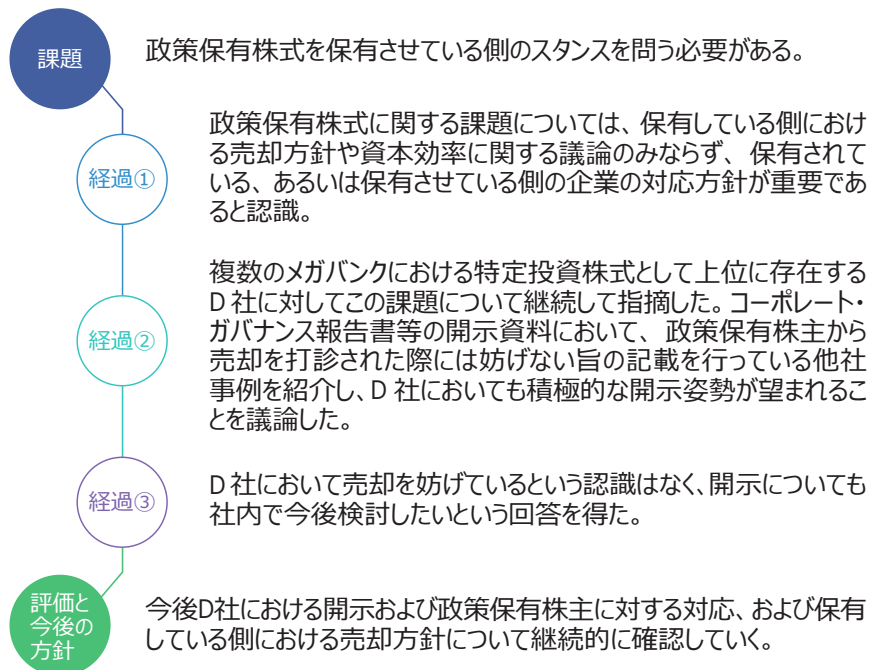




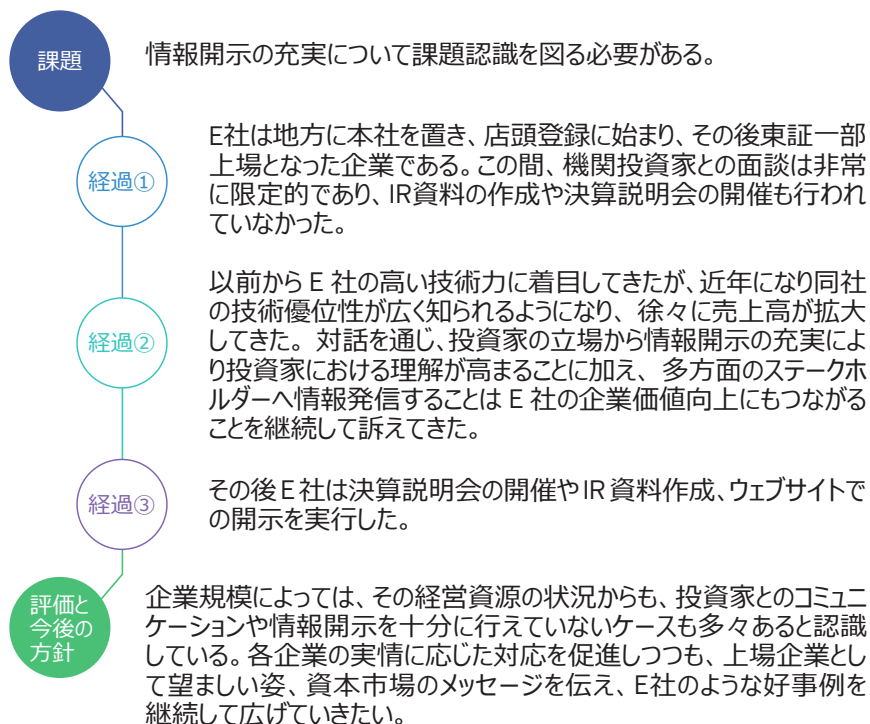
ケース3：C社



ケース4：D社



ケース5：E社





スチュワードシップ・コード

原則 5 : 議決権行使

機関投資家は、議決権の行使と行使結果の公表について明確な方針を持つと共に、議決権行使の方針については、単に形式的な判断基準に留まるのではなく、投資先企業の持続的成長に資するものとなるよう工夫すべきである。

当社方針

議決権の行使は、スチュワードシップ活動の重要な要素の一つです。原則として、社内で独自に策定している「株主議決権行使のガイドライン」に基づいて議決権を行使しますが、例えば、投資一任契約のお客様が個別のガイドラインを策定している場合等には、お客様のガイドラインが当社のガイドラインに優先することもあります。当社においては株主議決権行使のガイドライン全文を自社のウェブサイト上にて開示しています。投資先企業にも当社の議決権行使の考え方を広く周知し、必要に応じて対話の機会をもっています。

ご参考：スチュワードシップ責任を果たすための方針

リンク先：<http://www.invesco.co.jp/footer/stewardshipcode.html>

当社は、すべての投資先企業に対して議決権を行使するよう努めています。投資先企業に対する議決権行使は、ESGの観点も踏まえて投資先企業の持続的成長に資するかを基準に、投資先企業の状況や当該企業との対話等を反映させ、議案に対する賛否を判断します。

議決権行使のガイドラインは適宜見直し、投資先企業の持続的な企業価値拡大に資するような内容となるよう努めています。議案によっては投資先企業との間に建設的な対話の機会を持った上で、特別な判断を行う場合があります。その場合は、責任投資委員会において承認を得ます。

2019年度の取り組み

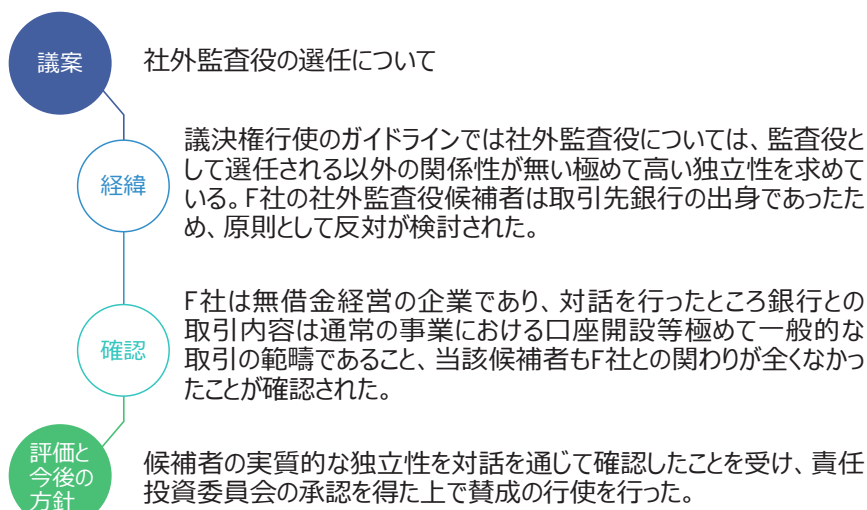
2019年4月に議決権行使のガイドライン改訂を行いました。企業価値拡大およびコーポレート・ガバナンスに対する当社の考え方をより明確にし、また議決権行使の基準における透明性の担保に努めています。

2019年5月に前年度の議決権行使の個別議案毎の結果および反対行使を行った議案についてはその理由を合わせて開示しました。

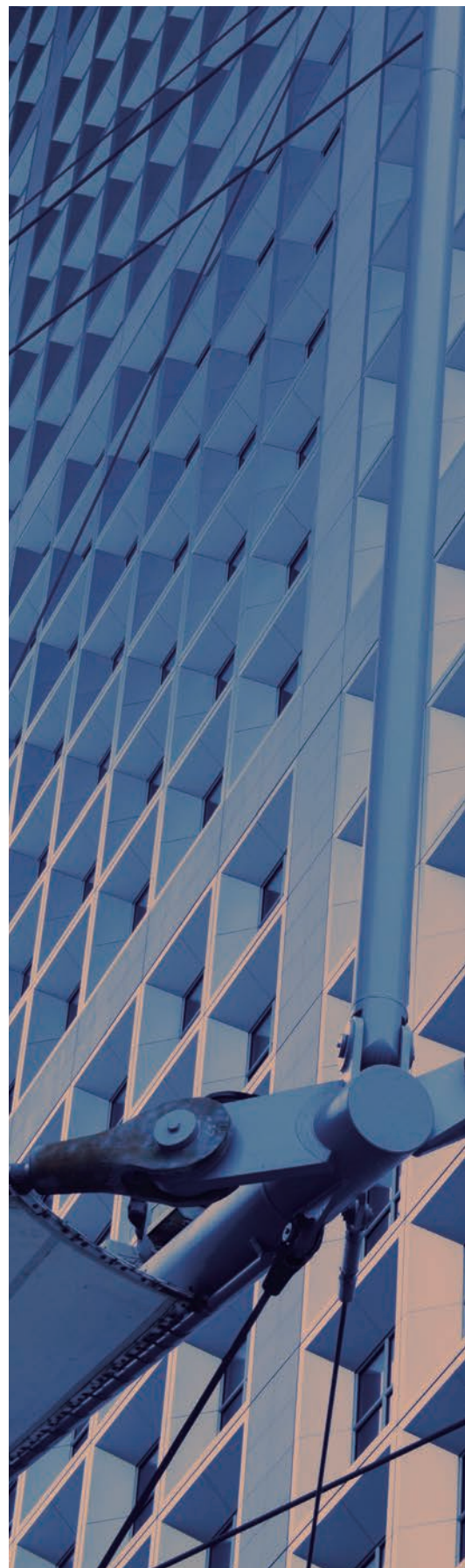
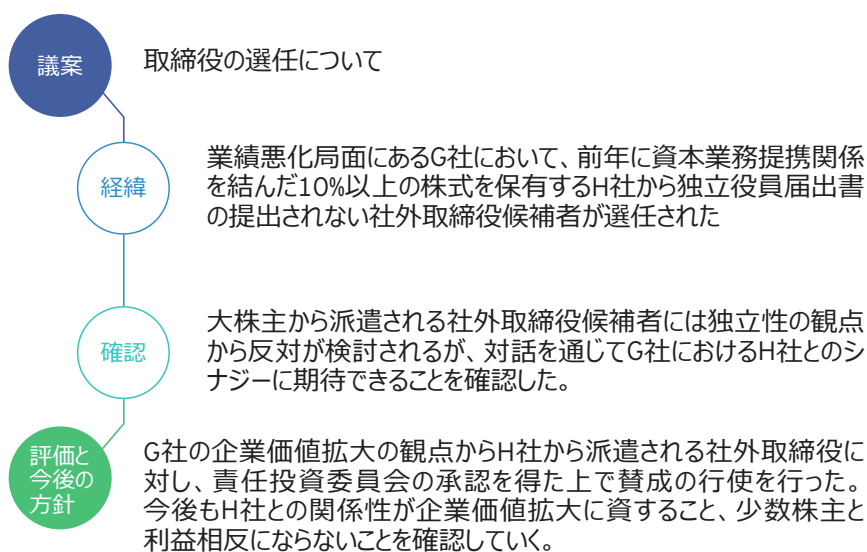
議決権行使結果および企業との対話を含むスチュワードシップ活動については利益相反管理委員会へ報告し、利益相反の観点から問題のある活動はなかったとの報告を受けています。

議決権行使における透明性をより高めるという観点、また建設的な対話に資する観点から重要と判断する議決権行使の事例を以下に紹介します。

ケース1：F社



ケース1：G社





自己評価

当社は運用者主導の議決権行使を含むスチュワードシップ活動を重視しています。議決権行使におけるガイドラインの制定および意思決定は、運用担当者が主体となって行っています。議決権行使の行われる期間に関わらず、当社の議決権行使のガイドラインについて投資先企業にコミュニケーションし、また行使結果について伝えていきます。当社は外部の助言会社(ISS社へ委託)から当社のガイドラインに基づく助言を受けておりますが、議決権行使に係る意思決定は、当社の株主議決権行使のガイドラインに基づき、当該企業の株主価値の拡大に貢献するか否か等を勘案した上で、当社が行います。助言会社との間にも適宜対話を行い、そのサービス運営方針について確認しています。

日本株式運用部、責任投資委員会、利益相反管理委員会において議決権行使結果を共有し、形式的な行使に陥らないよう、持続的な企業価値拡大という観点に基づいたより良い議決権行使活動へつなげていきます。

以上から適切に対応していると評価しています。

日本における議決権活動

2019年度の集計

1. 会社提出議案に対する賛成・反対・棄権・白紙委任の議案件数

項目		賛成 (A)	反対 (B)	棄権 (C)	白紙委任 (D)	合計 (E)	反対比率 B+C/ E
会社機関に関する議案	取締役の選解任	3,060	304	0	0	3,364	9.0%
	監査役の選解任	303	117	0	0	420	27.9%
	会計監査人の選解任	8	0	0	0	8	0.0%
役員報酬に関する議案	役員報酬(※1)	158	13	0	0	171	7.6%
	退任役員の退職慰労金支給	0	13	0	0	13	100.0%
資本政策に関する議案 (定款に関する議案を除く)	剰余金の処分	258	1	0	0	259	0.4%
	組織再編関連(※2)	5	0	0	0	5	0.0%
	買収防衛策の導入・更新・廃止	0	13	0	0	13	100.0%
	その他資本政策に関する議案(※3)	3	1	0	0	4	25.0%
定款に関する議案		77	7	0	0	84	8.3%
その他の議案		7	0	0	0	7	0.0%
		3,879	469	0	0	4,348	10.8%

(※1) ……役員報酬額改定、ストックオプションの発行、業績連動型報酬制度の導入・改定、役員賞与等

(※2) ……合併、営業譲渡・譲受、株式交換、株式移転、会社分割等

(※3) ……自己株式取得、法定準備金減少、第三者割当増資、資本減少、株式併合、種類株式の発行等

同一銘柄を複数の運用財産で保有する場合は、全体で一つの議案として集計しています。

同一議案で、賛成及び反対があった場合は、賛成1、反対1として集計しています。

2. 株主提出議案に対する賛成・反対・棄権・白紙委任の議案件数

	賛成 (A)	反対 (B)	棄権 (C)	白紙委任 (D)	合計 (E)	反対比率 B+C/ E
合計	9	10	0	0	19	52.6%

同一銘柄を複数の運用財産で保有する場合は、全体で一つの議案として集計しています。

同一議案で、賛成及び反対があった場合は、賛成1、反対1として集計しています。

日本における議決権活動

2020年5-7月の集計

1. 会社提出議案に対する賛成・反対・棄権・白紙委任の議案件数

項目	賛成 (A)	反対 (B)	棄権 (C)	白紙委任 (D)	合計 (E)	反対比率 B+C/ E	
会社機関に関する議案	取締役の選解任	2,034	212	0	0	2,246	9.4%
	監査役の選解任	208	69	0	0	277	24.9%
	会計監査人の選解任	3	0	0	0	3	0.0%
役員報酬に関する議案	役員報酬 (※1)	105	7	0	0	112	6.3%
	退任役員の退職慰労金支給	1	6	0	0	7	85.7%
資本政策に関する議案 (定款に関する議案を除く)	剰余金の処分	161	2	0	0	163	1.2%
	組織再編関連 (※2)	4	0	0	0	4	0.0%
	買収防衛策の導入・更新・廃止	0	3	0	0	3	100.0%
	その他資本政策に関する議案 (※3)	0	0	0	0	0	0.0%
定款に関する議案	59	1	0	0	60	1.7%	
その他の議案	7	0	0	0	1	0.0%	
	2,576	300	0	0	2,876	10.4%	

(※1) …役員報酬額改定、ストックオプションの発行、業績連動型報酬制度の導入・改定、役員賞与等

(※2) …合併、営業譲渡・譲受、株式交換、株式移転、会社分割等

(※3) …自己株式取得、法定準備金減少、第三者割当増資、資本減少、株式併合、種類株式の発行等
同一銘柄を複数の運用財産で保有する場合は、全体で一つの議案として集計しています。
同一議案で、賛成及び反対があった場合は、賛成1、反対1として集計しています。

2. 株主提出議案に対する賛成・反対・棄権・白紙委任の議案件数

	賛成 (A)	反対 (B)	棄権 (C)	白紙委任 (D)	合計 (E)	反対比率 B+C/ E
合計	1	7	0	0	8	87.5%

同一銘柄を複数の運用財産で保有する場合は、全体で一つの議案として集計しています。
同一議案で、賛成及び反対があった場合は、賛成1、反対1として集計しています。

スチュワードシップ・コード

原則 6 : 顧客・受益者への報告

機関投資家は、議決権の行使も含め、スチュワードシップ責任をどのように果たしているのかについて、原則として、顧客・受益者に対して定期的に報告を行うべきである

当社方針

当社は、投資先企業の長期的な企業価値向上と持続的成長のために積極的に対話することが運用者としての重要な責務の一つであると認識しており、顧客に向けて適宜情報開示を行います。ただし、実務上個別の報告ができない場合等には、公開可能な内容を別途公表することで、個別の報告に代えることもあります。

当社はスチュワードシップ活動の実態に対する開示の充実に努めています、議決権行使のガイドライン全文、個別行使結果および反対行使の行使理由についてもウェブサイトにて開示しています。

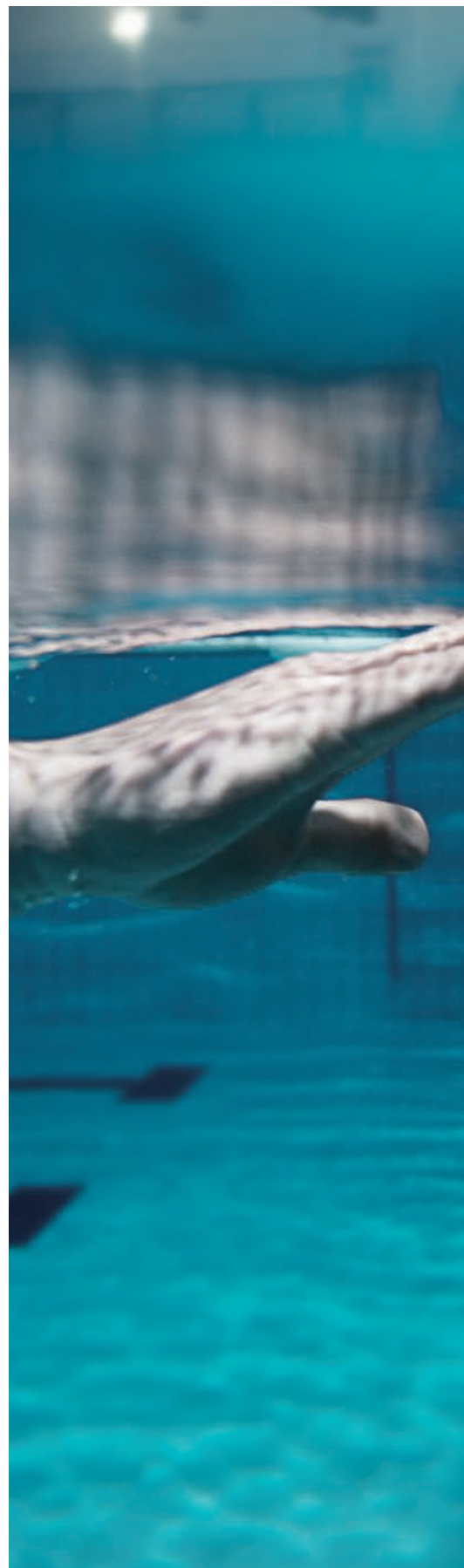
2019年度の取り組み

2019年11月、当社におけるESGインテグレーション、エンゲージメント方針、ESG要素を含む中長期的な持続可能性、すなわちサステナビリティについての考え方等をまとめたスチュワードシップ・レポートを発行しました。

また、グローバルの取り組みとしてCathrine De Coninck-Lopezが2019年9月グローバルESGヘッドに就任し、2020年5月にInvesco Investment Stewardship and Proxy Voting Annual Reportを発行しました。

自己評価

当レポートの発行、またウェブサイトにおける開示等によって当社におけるスチュワードシップ活動の内容を実効的に把握していただける開示に努めており、適切に対応していると評価しています。



スチュワードシップ・コード

原則 7：実力向上

機関投資家は、投資先企業の持続的成長に資するよう、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解のほか運用戦略に応じたサステナビリティの考慮に基づき、当該企業との対話やスチュワードシップ活動に伴う判断を適切に行うための実力を備えるべきである。

継続した取り組み

リサーチ・アナリストおよびポートフォリオ・マネジャーは投資先企業に対する知識・情報を深めるべく日々研鑽を積んでいます。また当社における人事評価体系も長期投資家としての専門性をより高めるインセンティブに沿った設計となっています。

2019年度の取り組み

当社の議決権行使や投資先企業との建設的な対話を含むスチュワードシップ活動は、責任投資委員会において管理・監督が行われ、利益相反管理委員会が利益相反について監督しています。また当社における経営委員会およびグローバルのチームにもその結果は共有されています。定期的な活動のレビューを行うことによって、より良いスチュワードシップ活動につなげています。

顧客、国内外の機関投資家、投資先企業といったインベストメント・チェーンを構成する多様なステークホルダーと継続して対話やディスカッションを行い、業界全体の知識および理解力の向上に努めています。

2019年11月に当社のスチュワードシップ・レポートを初めて発行し、当レポートは二回目の発行になります。いずれにおいても当社の建設的な対話の事例を紹介しています。長期的な観点から企業価値の拡大に資するよう、対話の経過を踏まえ、今後の方針を示しています。

自己評価

当社においては長期的な視点から投資先企業の持続的な成長を評価することに重きを置き、リサーチ・アナリストおよびポートフォリオ・マネジャーが日々研鑽に努めています。そのための当社およびグローバルにおけるサポート体制を益々充実させていく計画です。今後とも運用戦略に応じサステナビリティを考慮した建設的な対話を通じて、投資先企業の持続的な企業価値拡大に貢献すべく、努めていきます。こうした取組を組織として強化しており、適切に対応していると評価しています。

Important Information

ご注意事項

本書は、情報提供目的として、インベスコ・アセット・マネジメント株式会社（以下、「弊社」と言います）が作成したものであり、法令に基づく開示書類でも特定ファンド等の勧誘資料でもありません。本書にて記載された運用戦略名は、インベスコの責任投資アプローチを説明するために例示目的として掲示するものであり、これらの戦略を推薦、勧誘をする意図はありません。本書は、信頼できる情報に基づいて作成されたものですが、その情報の確実性あるいは完結性を表明するものではありません。本書で記載されたランキング並びにレーティング等は、あくまで参考情報であり、将来の運用成果を保証するものでもなく、今後も同等のものを確保することを保証するものでもありません。本文で詳述した本書の分析は、一定の仮定に基づくものであり、その結果の確実性を表明するものではありません。分析の際の仮定は変更されることもあり、それに伴い当初の分析の結果と重要な差異が生じる可能性もあります。また、本書は、弊社日本株式運用部のエンゲージメントを説明するために、過去の一時点における投資先企業との対話事例、または評価事例を掲示いたしますが、あくまで過去の一時点における事例に過ぎず、将来も同様の事例を継続する保証はございません。当資料について事前の許可なく複製、引用、転載、転送を行うことを禁じます。

インベスコ・アセット・マネジメント株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第306号
加入協会：一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会

本文中で紹介した「スチュワードシップ責任を果たすための方針」と「利益相反管理方針」が記載されているウェブサイトへは下記からご確認いただけます。



スチュワードシップ責任を果たすための方針
<http://www.invesco.co.jp/footer/stewardshipcode.html>

利益相反管理方針
<http://www.invesco.co.jp/footer/stewardshipcode.html#rielisouhan>

※上記は2020年10月現在のURLとなり、将来、変更される可能性があります。

